

## 防衛医科大学校病院規則第5号

防衛医科大学校病院感染対策規則を次のように定める。

平成17年4月1日

防衛医科大学校病院長 早川正道

### 防衛医科大学校病院感染対策規則

改正 平成18年3月31日規則第3号 令和5年6月29日規則第2号  
平成19年3月30日規則第3号  
平成20年6月30日規則第2号  
平成23年12月27日規則第7号  
平成24年4月6日規則第4号  
平成28年3月31日規則第6号  
平成29年3月30日規則第1号  
平成30年3月28日規則第3号  
令和2年3月25日規則第2号  
令和3年8月19日規則第5号

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、防衛医科大学校病院における院内感染防止体制を確保し、医療の安全性向上を図るとともに、院内感染の未然防止及び発生時に迅速かつ適切に対処するために必要な事項を定めることを目的とする。

(総括)

**第2条** 病院長は、院内感染対策を総括する。

(職員の責務)

**第3条** 事務部、診療科、中央診療施設として置かれる部及び室（以下「診療科等」という。）の長は、当該診療科等における院内感染対策を適切に行わなければならない。

2 職員は、法令等を遵守するとともに、院内感染対策のために診療科等の部長が講じる措置に従うほか、自らの責任において院内感染防止に努めなければならない。

#### 第2章 感染対策委員会

(感染対策委員会)

**第4条** 院内感染対策に関する事項を審議するため、防衛医科大学校病院感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、副院長（医療安全担当）をもって充てる。

4 副委員長は、医療安全・感染対策部長をもって充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 病院長

(2) 内科2部門長

(3) 外科1部門長

(4) 歯科口腔外科部長

(5) 検査部長

(6) 材料部副部長

(7) 感染対策室長

(8) 感染対策室副室長

(9) 感染対策室感染管理認定看護師

(10) 薬剤部長

(11) 看護部長

(12) 病院企画調整官

(13) 病院運営課長

(14) 給食部門のうちから学校長が指名する者

(15) その他病院長の指名する者

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

7 委員に事故等があるときは、あらかじめ委員が指名した者がその職務を代行する。

(任期)

**第5条** 前条第4項第5号に規定する委員の任期は2年とし、補欠として指名された者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

**第6条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 院内感染対策に関すること。

- (2) 院内感染管理体制に関すること。
- (3) 集団発生するおそれのある感染症の対策に関すること。
- (4) その他院内感染に関すること。

(会議)

**第7条** 委員会は、原則として毎月1回開催するほか、委員長が必要と認めた都度開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### 第3章 感染対策室

(感染対策室)

**第8条** 院内感染の防止及び院内感染に関し委員会の決定事項を実施するとともに、院内感染に関する調査、分析、指導等を行うため、防衛医科大学校病院に感染対策室（以下「対策室」という。）を置く。

- 2 対策室は、室長、副室長、感染管理チーム及び抗菌薬適正使用支援チームをもって構成する。
- 3 室長は、必要に応じ感染管理チーム員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(室長)

**第9条** 室長は、病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、原則として毎月1回対策室会議を開催するほか、必要と認める都度会議を招集し、その審議を主宰する。
- 3 室長は、病院長、委員長及び副委員長の命を受け対策室業務を統括する。

(副室長)

**第10条** 副室長は医療安全・感染対策部の構成員の中から病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐し、対策室の業務に関する企画立案及び評価並びに職員の院内感染対策に関する意識向上のための指導等を行う。

(感染管理チーム)

**第11条** 感染管理チームは、次の各号に掲げる者の中から病院長が指名する者をもって構成する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 薬剤師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 事務官

2 感染管理チームは、室長の命を受け対策室の業務に従事する。

3 感染管理チーム員の任期は1年とし、補欠として指名された者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

**第12条** 対策室は、次の各号に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 感染対策に関する施策の実施に関すること。
- (2) 感染状況のサーベイランス及び感染対策に関する情報の収集、提供に関すること。
- (3) 感染対策に係る教育・研修の企画及び運営に関すること。
- (4) 感染防止対策マニュアルの整備に関すること。
- (5) 委員会の庶務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、感染対策に関すること。

(抗菌薬適正使用支援チーム)

**第13条** 抗菌薬適正使用支援チームは、次の各号に掲げる者の中から医療安全・感染対策部長が指名する者をもって構成する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 薬剤師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 事務官

2 抗菌薬適正使用支援チームのチーム長は前号の規定により指名された構成員の中から医療安全・感染対策部長が指名する。

3 抗菌薬適正使用支援チームは、チーム長の命を受け支援チームの業務に従事する。

4 抗菌薬適正使用支援チーム員の任期は1年とし補欠として指名された者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

**第14条** 抗菌薬適正使用支援チームは、次の各号に掲げる事項に関する業務

を行う。

- (1) 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングが必要な患者を設定すること。
  - (2) 感染症治療の早期モニタリングにおいて、前号で設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行うこと。
  - (3) 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備すること。
  - (4) 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価すること。
  - (5) 抗菌薬の適正な使用を目的とした職員の研修を少なくとも年2回程度実施する。また院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成すること。
  - (6) 院内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について使用中止を薬事委員会に提案すること。
- (手術部位感染サーベイランスチーム)

**第15条** 手術部位感染サーベイランスチーム（以下「SSIサーベイランスチーム」という。）は、次の各号に掲げる者の中から医療安全・感染対策部長が指名する者をもって構成する。

- (1) 医師
  - (2) 看護師
  - (3) 薬剤師
  - (4) 臨床検査技師
  - (5) 事務官
- 2 SSIサーベイランスチームにチーム長を置き、前項の規定により指名された構成員の中から医療安全・感染対策部長が指名する。
  - 3 SSIサーベイランスチームは、チーム長の命を受け、次条各号に規定する業務に従事する。
  - 4 SSIサーベイランスチーム員の任期は1年とし、補欠として指名された

者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

**第16条** S S Iサーベイランスチームは、次の各号に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 手術部位感染を惹起しやすい手術手技など早期からのモニタリングが必要な術式を設定すること。
- (2) 院内において手術が実施された患者を把握し、対象患者について術後30日以内に埋入物を置いた場合は、術後1年以内に手術部位感染を来たした患者を抽出すること。
- (3) 前号の規定により抽出した患者について、手術手技や手術時間、創分類、A S A分類、緊急性情報、内視鏡手技の有無、埋入物の有無、人工肛門設置の有無、感染症に係る検体検査の提出状況と検出菌の確認、縫合不全の有無などを評価すること。
- (4) S S Iサーベイランスチーム内で審議を行い、手術部位発生状況とその評価について必要に応じて診療科にフィードバックをすること。
- (5) 外部サーベイランス事業に参加すること。

(リンクナース)

**第17条** 対策室の下にリンクナースを置く。

- 2 リンクナースは、院内感染サーベイランスを実施し、院内感染マニュアルを周知・徹底させることにより院内感染の防止・発生率の低下に努め、院内感染が発生した場合には、室長の指示の下、院内感染の蔓延を防止する。
- 3 リンクナースは、看護部長の推薦により病院長が指名する者をもって充てる。

(報告)

**第18条** 室長は、対策室における業務について委員会に報告するものとする。

(委任規定)

**第19条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、対策室の運営に関し必要な事項は室長が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 防衛医科大学校病院感染委員会規則（昭和56年防衛医科大学校病院規則

第1号)及び防衛医科大学校病院感染対策室規則(平成15年防衛医科大学校病院規則第6号)は廃止する。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成24年4月6日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和3年8月19日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5年7月1日から施行する。